

むすびもサポートライセンス規約

以下の規約（以下「本規約」といいます）は、フォントワークス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するフォント環境提供プログラム「むすびも」（当社が提供するフォント環境提供プログラムの一つである「mojimo」のシステムを使用し、商品の種類毎に指定する複数の書体をパッケージにして提供するサービスの総称をいうものとし、個別の商品には異なる名称が付されることがあります。以下「本サポートプログラム」といいます）の提供条件および本サポートプログラムの利用に関するお客様と当社との権利義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との本サポートプログラムの利用にかかわる一切の關係に適用されるものです。本規約をよくお読みいただき、本規約を理解して了承したことを確定するには、同意ボタンをクリックしてください。

1. 未成年者

未成年者が、本サポートプログラムの申込みを行う場合（下記2に記載するユーザーIDの登録を含みます）は、法定代理人（親権者など）の同意が必要です。未成年者は、事前に法定代理人の同意を得てから本サポートプログラムをお申し込みください。当社は、未成年者が本規約に同意して、本サポートプログラムの申込みを行った場合には、法定代理人の同意があったものとみなします。

2. ユーザーID

本サポートプログラムの申込みを行い、ご利用いただくには、当社所定のユーザーID登録が必要になります。ユーザーIDをご登録いただく場合、お客様は、真実かつ正確な情報を登録し、登録内容が常に最新となるようお客さまご自身で適宜修正する義務を負います。当社は、お客様が反社会的勢力の構成員（過去に構成員であった方を含みます）およびその関係者や、本サポートプログラムの利用において過去に不正使用を行ったり、第三者に迷惑をかけたりするようなお客様に対しては、ユーザーIDのご登録および本サポートプログラム

のご利用をお断りすることができるものとします。

お客様はかかるユーザーIDおよびそのパスワードを自己の責任において適切に管理するものとします。ユーザーIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による不正使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負い、当社は一切の責任を負いません。ユーザーIDの不正使用等が疑われる場合は、ただちに当社にご連絡ください。

3. ライセンスの許諾

当社は、本規約所定の手続に従って成立する、お客様（個人であるか法人であるかを問いませんが（ただし、商品の種類によって、購入資格が設けられる場合があります）、日本国内に限るものとし、以下「申込者」といいます）と当社との本サポートプログラムの利用に係る契約（以下「本契約」といいます）の期間中に限り、本契約に定める条件にしたがって、本サポートプログラムを享受できる非独占的権利を申込者に許諾いたします。

申込者は、本サポートプログラムに基づき、当社がその時点で本サポートプログラムで提供している当社および当社が第三者から許諾を受けて提供している画面表示用フォント（以下「提供フォント」といいます。当社は、当社が必要と判断した場合には随時、提供フォントの追加、削除、入替え等の変更を行う権利を有します）、素材データ等のデジタルコンテンツおよびユーティリティソフトウェア（デジタルコンテンツおよび提供フォントと合わせて以下「フォント等」といいます）を、当社がフォント等の動作を確認しているハードウェア構成、システム要項等の条件を満たした申込者の選んだPCその他のデバイスで動作するプラットフォームOS環境（以下「適格OS」といいます）にインストールし、使用することができます。これらフォント等は、本サポートプログラムのサービスの一つとして契約期間中、申込者に貸与されるものです。但し、本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用するためには、申込者は、本サポートプログラムを受ける適格OSの台数分の有効なライセンスを取得していなければならない（ただし、商品の種類によって、購入できるライセンス数に制限がある場合があります）、適格OS以外の環境において、フォント等をインストールし、使用することはできません。フォント等をインストールした適格

OSをファイルサーバー機能、ファイル共有機能等を使って、フォント等のファイルを他のPCへ公開、共有させることはできません。また、申込者が契約した適格OS以外に、フォント等のファイルをコピー、配布することはできません。

ファイルサーバーとして機能しているPC（サーバー用PC）は、本サポートプログラムの対象とはなりません。したがって、サーバー用PCには、フォント等をインストールすることはできません。申込者が本サポートプログラムに基づいてフォント等をインストールし、使用することができるのは、本契約の存続期間中に限られ、本契約が終了した場合には、申込者は、フォント等を、適格OSより直ちに削除するものとします。

申込者は、本契約で提供されるフォント等に関する全ての権利が当社または当社が許諾を受けた会社に帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバーシエンジニアリング、ディスアセンブル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとします。

申込者は、第三者に使用（有償・無償を問いません）させる目的で、フォント等ファイル自体、または提供フォントから取り出したアウトラインデータ等のデータを、そのまま、または改変等を加えて、インターネット、LANその他のネットワークを通じて送信し、または頒布することはできないものとします。

申込者は、通常の事業および個人的な目的に限ってフォント等を使用することができます。

申込者は、ロゴタイプに提供フォントを使用することができるものとしますが、当該使用により当社または当社が許諾を受けた会社が当該フォントに関し有する権利を申込者に譲渡するものではありません。申込者が、本契約で提供される提供フォントを使用して、固有ハードウェアのシステムフォント、固有のアプリケーション用フォント、ゲーム表示用フォント、デザイン素材集用フォント、放送用フォント等で、主に頒布を目的とした製品等にデジタルデータとして二次使用をする場合は、別途、当社と提供フォントの二次使用に関する契約を締結するものとします。但し、当社がかかる二次使用に関する契約の締結に応じる義務を負うものではありません。

当社は、本サポートプログラムに関して個別に提供条件（以下「特約」といいます）を定め

ることができるものとし、特約は本規約の一部を構成するものとし、本規約の定めと特約の定めとが異なる場合には、特約の定めが優先して適用されるものとし、

4. サポートプログラムの発注

本契約においては、同一所在地で独立した法人、事業部、団体、個人事業者を1単位とみなし、所在地が異なる支店、営業所、事業所、工場、部署は、別単位とみなします。当社は、申込者が契約された単位ごとにIDを発行し、フォントインストール用アプリケーションを提供し、その使用を許諾しますが、申込者の責任において、すべてまたは一部を統合し管理ができると判断した場合は、両者間の協議の上、ID、フォントインストール用アプリケーションの数を決定します。

(1) 当社もしくは当社から本サポートプログラムの販売代理に関する権限を付与された正規販売会社（以下「販売会社」といいます）に対して本サポートプログラムの申込書を提出することまたは(2) 当社所定のウェブサイトにおいて、当社所定の手続に従って本サポートプログラムの申込みを行うことにより、申込者は、本サポートプログラムの申込を行うものとし、

申込者が適切に記入した申込書または申込者による当社所定のウェブサイト経由の申込みを当社が受領し、確認し、これを承諾した場合には、本契約にしたがい申込者が本サポートプログラムを享受するためのライセンスキーを発行し、申込者（申込者が申込時に指定したメールアドレスまたは住所）宛てに本契約の成立に係る通知をいたします。

申込者は、所定の条件により要求される時および態様で、本サポートプログラムに関して請求されたすべての金額を、当社または販売会社に対して支払うものとし、

申込者が本契約の期間満了後直ちに新たな本サポートプログラムを発注する場合には、当社または販売会社は、申込者の新規契約に基づく新規の本サポートプログラムの価格を提示し、申込者は、当社または販売会社に対してこれを支払うものとし、

5. 期間および終了

本契約は、前条に定める申込者の申込みを当社が承諾した日から効力を生じるものとし、期間満了前に終了されない限り、本サポートプログラムのライセンスの有効期間（当社所定のウェブサイトの管理画面において確認できます）の満了まで継続します。

なお、本サポートプログラムの申込時または本契約後に当社所定のウェブサイトの管理画面において、申込者がクレジットカード決済（自動決済）によるお支払方法を選択した場合、本サポートプログラムのライセンスの有効期間の満了日の前日までに、当該管理画面においてお客様情報の「自動更新」の欄を「希望しない」に変更しない限り、本契約は、当初のライセンス有効期間と同一期間、自動的に更新されるものとします。ただし、ライセンス有効期間の満了日において、お客様がお支払いに指定したクレジットカードによる有効な決済ができない場合は、本契約の自動更新は行われません。

本サポートプログラムのライセンス有効期間が1年の場合、申込者は、1年契約の契約料を基本契約料金であることを了承し、複数年継続契約の場合（ただし、商品の種類によっては、複数年継続契約プランがない場合もあります）の1年あたりの契約料金は、当社が複数年契約の特別価格として設定された料金であることを了承するものとします。従って、申込者が本契約の複数年継続契約の期間の途中で契約の解約を希望する場合、申込者が複数年継続契約を破棄し、1年契約を契約または更新期日より起算して終了を希望するまでの経過年数分（1年未満は切り上げ）の契約に自動的に変更され同意したものとし、基本契約料金から複数年継続契約の特別価格の差額に契約または更新期日より起算して終了を希望するまでの経過年数分とライセンスされた適格OS数を乗じた金額を負担するものとします。

本サポートプログラムのライセンス有効期間が1ヶ月の場合、申込者は、1ヶ月契約の契約料を基本契約料金であることを了承し、複数月継続契約の場合（ただし、商品の種類によっては、複数月継続契約プランがない場合もあります）の1ヶ月あたりの契約料金は、当社が複数月契約の特別価格として設定された料金であることを了承するものとします。従って、申込者が本契約の複数月継続契約の期間の途中で契約の解約を希望する場合、申込者が複数月継続契約を破棄し、1ヶ月契約を契約または更新期日より起算して終了を希望するまでの経過月数分（1ヶ月未満は切り上げ）の契約に自動的に変更され同意したものとし、基本契

約料金から複数月継続契約の特別価格の差額に契約または更新期日より起算して終了を希望するまでの経過月数分とライセンスされた適格OS数を乗じた金額を負担するものとし
ます。

申込者または当社が本契約の終了または解約をした場合には、申込者は第6条（d）に定め
る通知義務を遵守しなければならないものとします。

申込者が本契約に違反した場合、申込者が所有する財産に差押、仮差押、仮処分を受けた場
合、競売の申し立てを受けた場合、または破産、民事再生、会社更生等の申し立てを自ら行
い、もしくは、申し立てを受けた場合、支払停止または支払不能の状態になった場合、合併
以外の事由により解散した場合、申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その
他の反社会的勢力であった場合には、当社は、催告等の手続を要することなく直ちに本契約
を解除することができるものとします。これらの事由による解約権の行使は、損害賠償の請
求を妨げないものとします。

期間満了、解除その他終了原因の如何にかかわらず、本契約が終了した場合には、申込者
は、本契約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格OSよ
り直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明す
るものとします。

第5条ないし第12条は、本契約の終了または満了後も存続します。

6. 遵守事項

申込者は、有効なライセンス数および適格OSへのフォント等のインストール数についての
記録を作成し、保管しなければならないものとします。

申込者は、当社が定める本サポートプログラムに関する利用案内・注意事項等を遵守しな
ければならないものとします。

当社は、本契約の有効期間中およびその終了後2年を経過するまで、本契約の定める条件が
遵守されているか否かを確認するために、当社または当社の委託する第三者を通じて申込者
を検査する権利を有するものとします。但し、かかる検査は、通常の業務時間内に、申込者

の業務を不合理に妨げない方法で行われるものとしませんが、故意に検査の妨害がなされた場合等はこの限りではないものとしします。

申込者は、本契約に基づき貸与されたフォント等の管理を厳格に行うものとし、万一、第三者による法律または本契約で禁止されている行為が、申込者に貸与されたフォント等またはその複製物を用いて行われた場合は、当該行為は申込者自身の行為とみなされるものとしします。

申込者は、申込者の従業員等（ユーザー）に対して、（a）申込者が当社と本契約を締結していること、（b）本契約の期間中のみ本サポートプログラムを受けられフォント等の使用を許可されていること、（c）本サポートプログラムによって提供されるフォント等をインストールし、または使用する権利は、適格OSの台数ごとに許諾されており、適格OS以外のPCでは、これらのフォント等をインストールし、または使用することはできないこと、

（d）申込者が本契約を更新しない場合、本契約に基づき使用許諾された本サポートプログラムで提供されたフォント等は、本契約が満了となる時、または本契約が終了される時にすべてのコンピュータより削除または除去されなければならないこと、その他本サポートプログラムを受けるにあたっての全ての条件を通知しなければならないものとしします。

申込者は、申込者のユーザーがアクセスまたは使用する本サポートプログラムで提供されたフォント等の不正なインストールや使用等を調査しこれを停止させるにつき、当社にあらゆる合理的な協力を提供するものとしします。

万一、提供フォントの不正使用が発見された場合、1フォントにつき当社フォントパッケージ製品の希望小売価格に、本サポートプログラムで提供しているフォント数と不正使用されていたPC等の台数を乗算とし、他の損害等を含めた金額を損害金として請求するものとしします。

申込者は、転居等登録情報の変更があった場合は、速やかに当社へ連絡するものとしします。

7. 無効化手段

当社は、本契約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供されたフォント等に、

プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本契約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供されたフォント等を無効化することができる権利を有するものとします。

8. 限定的保証および保証の否認

当社または当社が許諾を受けた会社は、提供フォントは自らに帰属することを保証し、当該提供フォントが適格OS上で動作することを保証します。但し、申込者が適格OSに当社が認める以外のソフトウェアをインストールした場合については、保証の限りではありません。

当社は、適格OSで提供フォントが動作しなかった場合は、速やかにその不具合に対処するものとします。あるいは、PCのハードウェアの性能の向上、オペレーションシステムの仕様変更により提供フォントが動作しない場合は、対処予定計画を申込者に通知し対処するものとします。これらの保証にもかかわらず、提供フォントが適格OSで動作しない場合、当社は申込者に本サポートプログラムに関して支払った金額を申込者に返還します。また、提供フォントが第三者の権利を侵害し申込者による提供フォントの使用が不可能となった場合、当社は申込者に本サポートプログラムに関して支払った金額を申込者に返還します。但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。

提供フォントが第三者の権利を侵害し第三者が何らかの主張を行った場合は、当社が自らの責任と負担でこれを解決し、申込者に何らの迷惑を及ぼしません。またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。本保証の規定は、本サポートプログラム、フォント等または当社の本契約の履行に関して、当社の申込者に対する唯一かつ排他的な責任です。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、本保証に定める以外に、法律上の請求原因の如何または明示、黙示を問わず、商品性、品質、特定目的適合性、権利非侵害その他について一切の保証責任を負わない

ものとしします。

9. 秘密保持

お客様は、本契約に関連して当社がお客様に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公開の情報について、当社の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとしします。

10. 申込者情報の取扱い

当社による申込者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、申込者はこのプライバシーポリシーに従って当社が申込者の情報を取り扱うことについて同意するものとしします。

当社は、申込者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開できるものとし、申込者はこれに異議を唱えないものとしします。

11. 本規約等の変更

本規約等は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとしします。なお、本規約等の変更は、申込者に当該変更内容を通知（原則として本サポートプログラムに関する当社のウェブサイト内に掲示する方法により行います）その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

12. 通則

見積書兼申込書、住所情報、申込付属書、販売会社情報、むすびもサポートライセンス規約（契約書）からなる本契約は、本契約の主題に関し申込者と当社との間の完全なる合意を構成し、かかる主題に関するすべての、以前および同時の意思表示を無効にします。本契約に

関連するすべての変更は、第11条（本規約等の変更）によるものを除いて、両当事者の署名または押印が付された書面によることなくしては拘束力を有しないものとします。

申込者は、本契約または本契約に基づく申込者の権利もしくは義務を、第三者に対して譲渡・移転・貸与等することはできません。当社は、申込者の事前の承認を得ることなく、本契約または本契約に基づく当社の権利または義務を第三者へ譲渡または移転することができるものとし、当該譲渡または移転の事実を申込者に通知するものとし、

本契約のいずれかの規定が無効または強制不能と判示された場合にも、本契約の残余の規定または部分は完全なる効力を有し有効であり続けるものとし、無効または強制不能性が本契約の規定または一部が不合理であることに起因している場合には、裁判所または仲裁人（場合によって）は、法律により認められる最大限でかかる規定または一部を有効とすべく、これを変更することができるものとし、

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する裁判については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. 特約条項

本サポートプログラムに関して、次のとおり特約を定めます。

- (a) むすびもをお申し込みいただけるお客様は、日本国内に居住する個人/法人のお客様となります。
- (b) お客様が購入できるむすびものライセンス数は、それぞれのパックで1ライセンスを上限とします。
- (c) むすびもには複数年継続ライセンスはございません。ライセンスの有効期間は1年または1ヶ月となります。

14. 使用許諾範囲

本サポートプログラムにおいて提供されるフォントデータの使用許諾範囲に関して、上記「3. ライセンスの許諾」に定めるほか、以下の定めに従うものとし、

(a) お客様は、ライセンスの有効期間内に限り、日本国内向け制作物（個人利用・商業利用（ただし、一部を除く。））での使用が可能です。

(b) ゲーム・アプリ・一般放送用の映像・組み込み・サーバー利用・Web フォントでのご利用に関しては、使用許諾範囲外となります。

1) 印刷

書籍、雑誌などの出版物に使用する	<input type="radio"/>
同人誌に使用する	<input type="radio"/>
チラシ、DM 等の販促物に使用する	<input type="radio"/>
サイン、看板など主に屋外広告に使用する	<input type="radio"/>
キーホルダー、ステッカー、ケース、カップなどのグッズ、商品へ使用する	<input type="radio"/>
ボタン、型番、テンキー等の製品や機器筐体での機能表示に使用する	<input type="radio"/>
商品のパッケージで成分表示やテキストなどの説明表記に使用する	<input type="radio"/>

…むすびもで許諾しています / …むすびもで許諾していません

2) 文字の加工

文字を加工、変形して利用する	<input type="radio"/>
文字を分解し、再構成して利用する	<input type="radio"/>
ロゴに使用する（商標登録する）	<input type="radio"/>
ロゴに使用する（商標登録なし）	<input type="radio"/>

…むすびもで許諾しています / …むすびもで許諾していません

3) デジタルコンテンツ

電子カタログ	<input type="radio"/>
--------	-----------------------

デジタルサイネージに画像として文字を表示する	○
Web やアプリでの配布用チラシ	○

○ … むすびもで許諾しています / × … むすびもで許諾していません

4) 電子書籍

画像として文字を表示する	○
固定レイアウト型のコンテンツ内にサブセットフォントを埋め込み表示する	×
可変レイアウト型のコンテンツ内にサブセットフォントを埋め込み表示する	×
PDF ファイルにエンベッドして表示する	○
動画のテロップに、画像として表示する	×
表示機器へフルセットフォントの組み込み	×

○ … むすびもで許諾しています / × … むすびもで許諾していません

5) Web

Web サイトで、画像として表示する	○
バナーで使用する（商用、非商用にかかわらず）	○
待ち受け画面の中に表示する	○
PC の壁紙の中で表示する	○
Web フォントとして使用	×

○ … むすびもで許諾しています / × … むすびもで許諾していません

6) 放送・番組制作・映像制作使用

動画共有サービス	○※1
----------	-----

アニメ（個人用途範囲）	○※1
プロモーションビデオ、コマーシャルなどで表示する	×

○ … むすびもで許諾しています / × … むすびもで許諾していません

※1) 動画、アニメ、ムービーの映像制作などで対価（YouTube 等での広告収入を含む。）が発生するケースでのむすびもフォントの使用は許諾しておりません。

以上

2021年8月30日施行